

第29回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和3年3月24日 18:30～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 議題

県内の感染状況について

県の対応について

4 その他



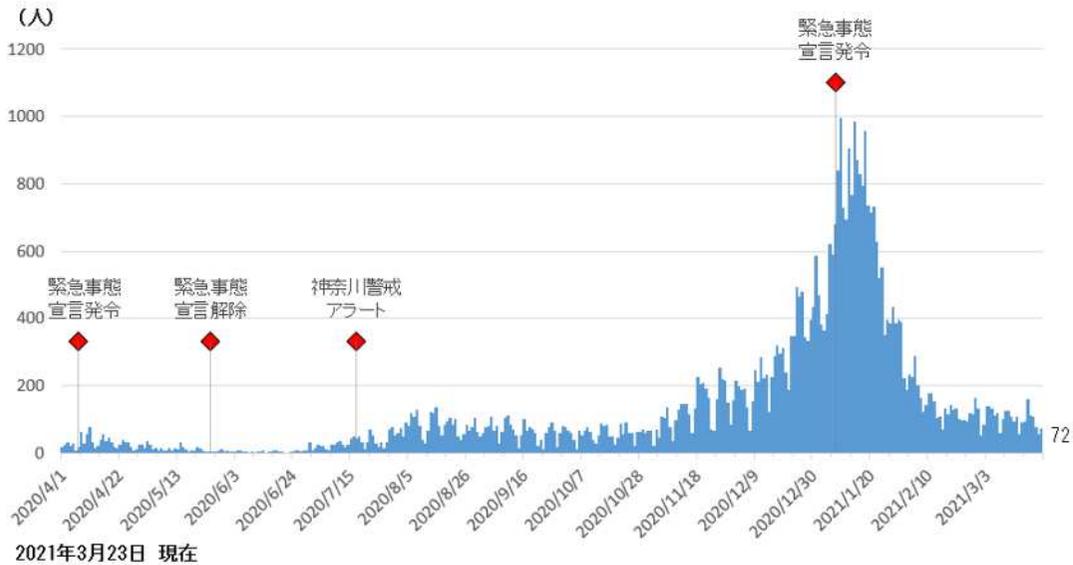
神奈川県

感染モニタリング指標と現在の状況について ＜3月23日までのデータを反映＞

令和3年3月24日

健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー

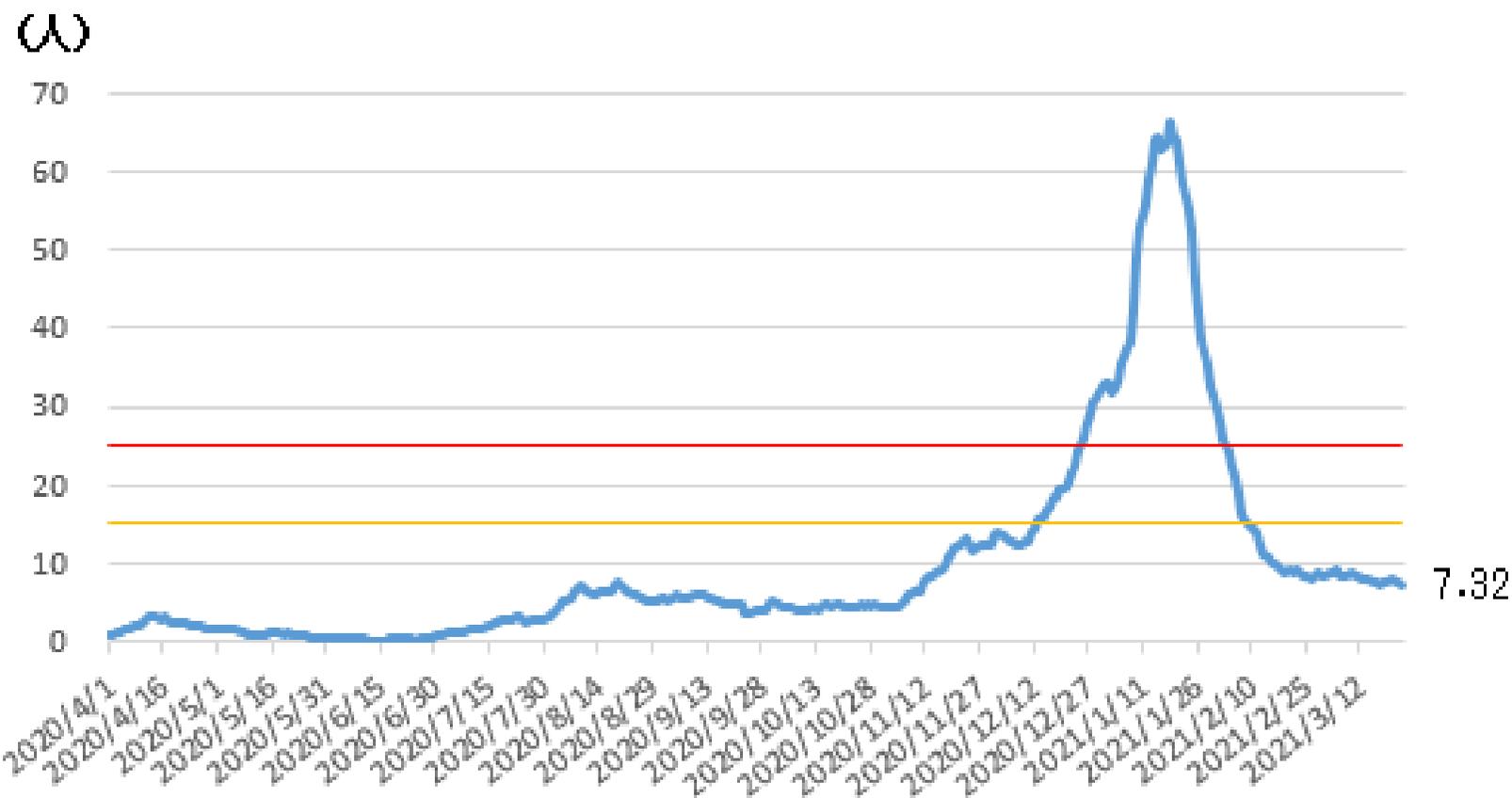


	日	月	火	水	木	金	土	
1月	24	25	26	27	28	29	30	週合計
	553人	351人	394人	386人	433人	385人	397人	2899人
	31	2/1	2	3	4	5	6	週合計
2月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
	164人	121人	141人	176人	178人	154人	105人	1039人
	14	15	16	17	18	19	20	週合計
	108人	71人	133人	115人	142人	129人	131人	829人
	21	22	23	24	25	26	27	週合計
	100人	96人	97人	93人	119人	116人	162人	783人
3月	28	3/1	2	3	4	5	6	週合計
	131人	52人	84人	138人	138人	131人	113人	787人
	7	8	9	10	11	12	13	週合計
	119人	59人	100人	124人	124人	107人	95人	728人
	14	15	16	17	18	19	20	週合計
	109人	55人	91人	93人	159人	111人	107人	725人
21	22	23	24	25	26	27		
	77人	56人	72人					

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)(モニタリング指標④)



神奈川県



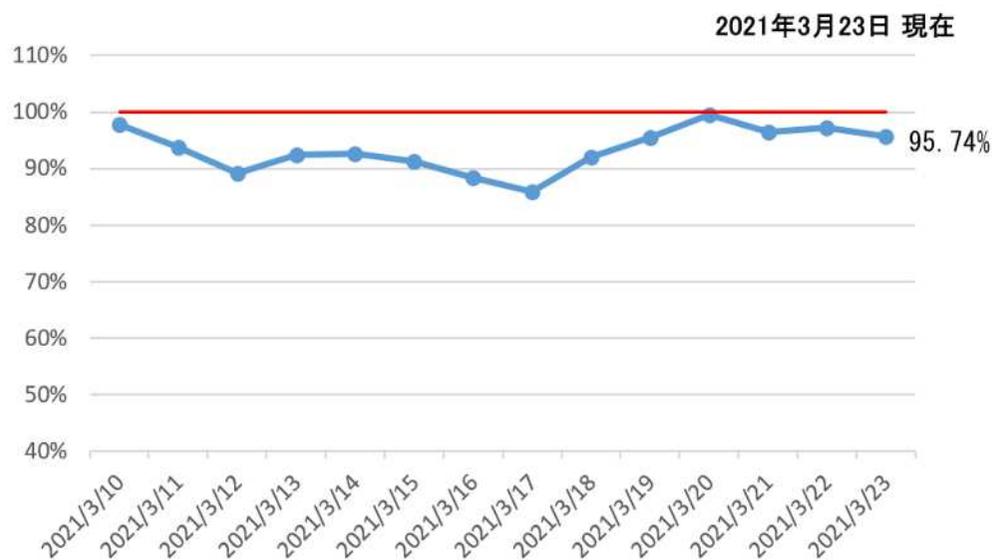
2021年3月23日 現在

※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

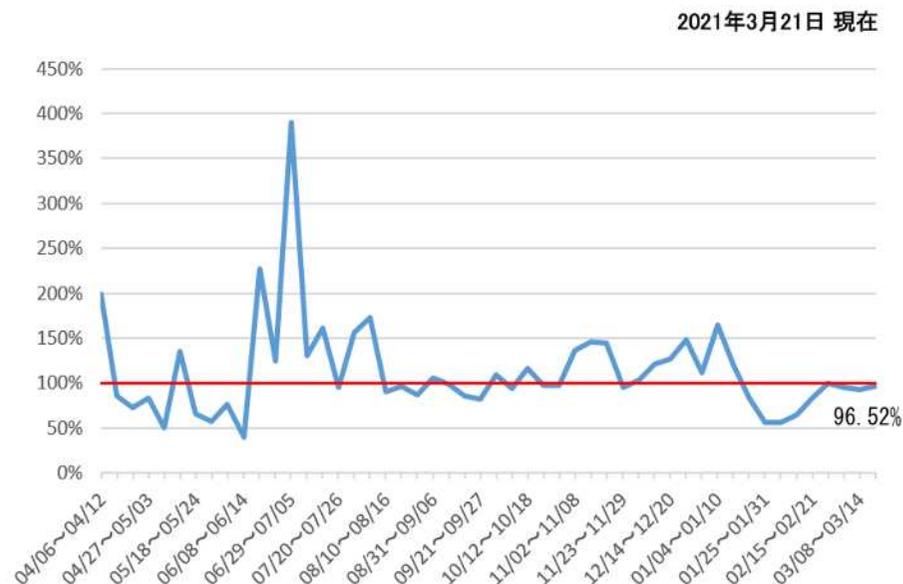
※県のモニタリング指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（増加率）（モニタリング指標⑤）

■ 直近 2 週間における増加率



■ 4 月以降の各週増加率

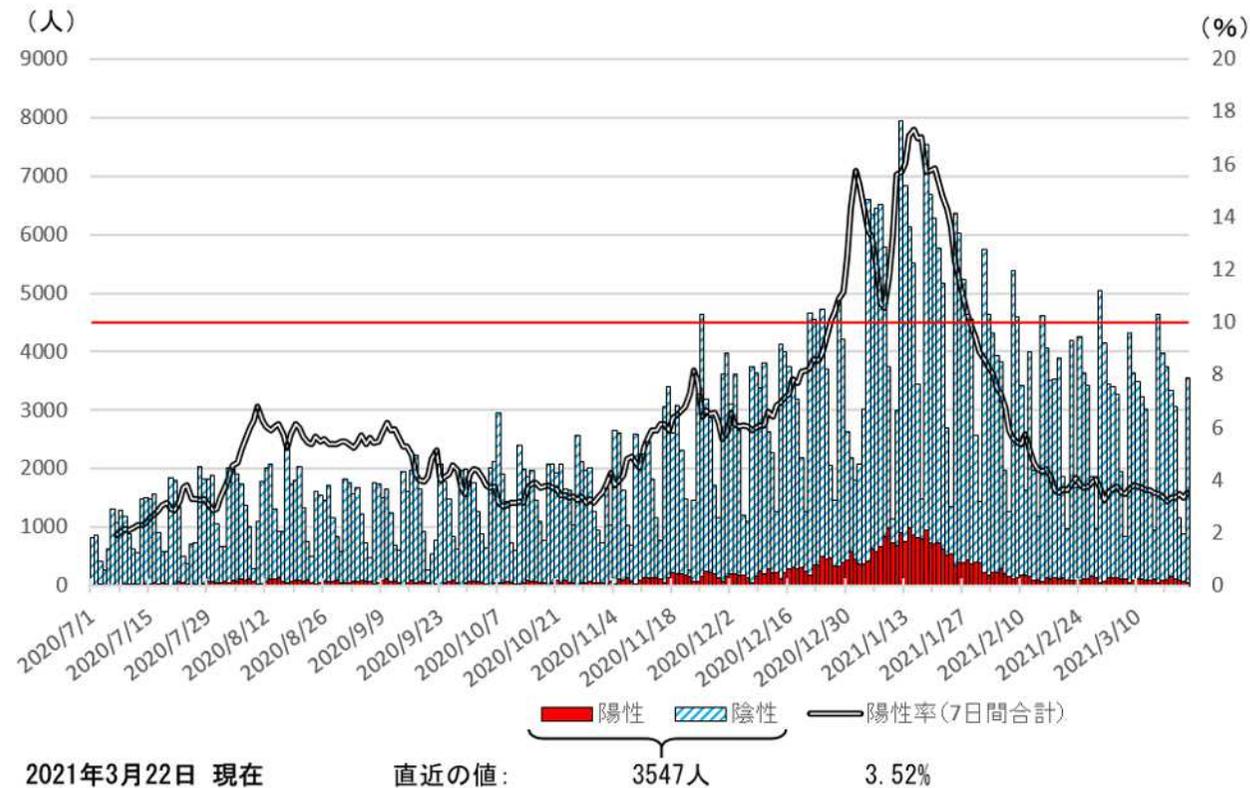


※その日までの直近の7日間の新規感染者数
 /その日の8日前の日までの7日間の新規感染者数
 (例) 8月8日~14日 / 8月1日~7日

※各週の新規感染者数の合計 / 前週の新規感染者数の合計

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、「直近一週間が先週一週間よりも多い」ことを設定している。

検査人数と陽性率の推移（モニタリング指標③）



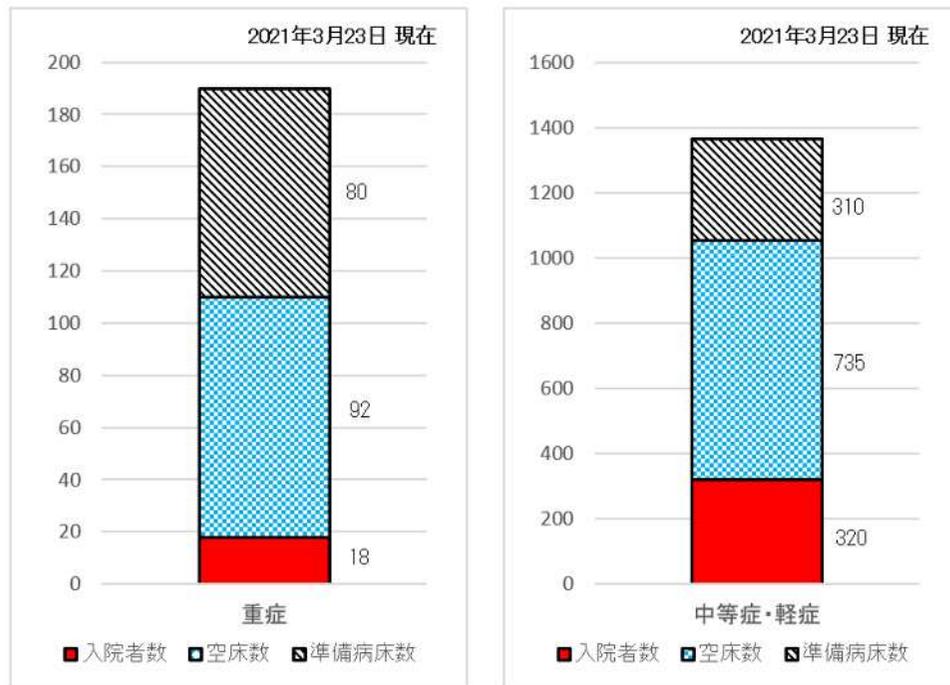
※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数＋陰性者数＝検査人数。

陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

病床利用率（モニタリング指標①）

■ 病床利用率



※入院者数 + 空床数 = 即応病床数
 準備病床は、最終的な確保病床数（1555床 = 重症190床 + 中等症（軽症を含む）1365床）から即応病床数を引いた数

■ 病床利用率の推移

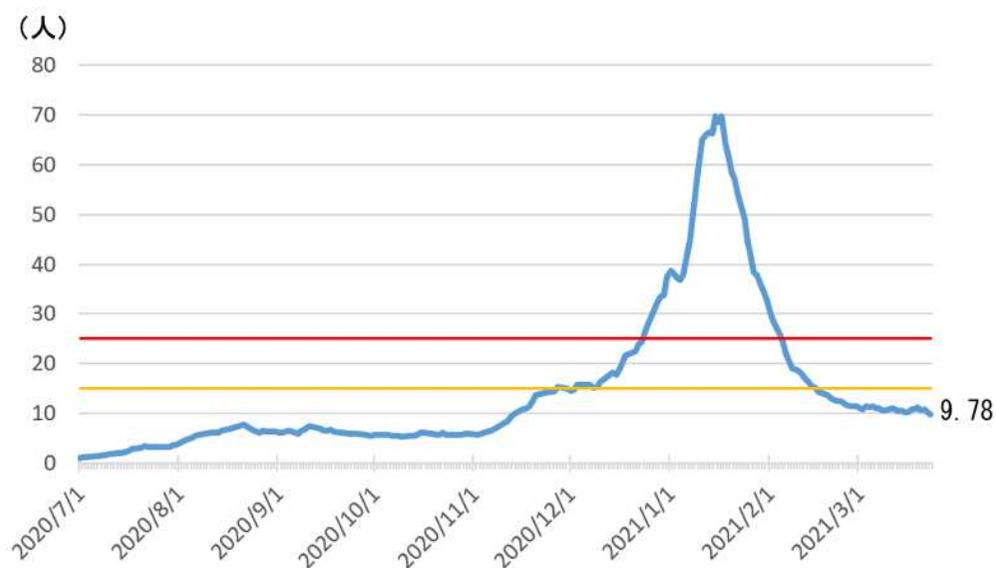


※県のモニタリング指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージ3移行の基準値として20%以上、ステージ4移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

療養者数の推移（モニタリング指標②）

■ 人口10万人当たりの療養者数の推移

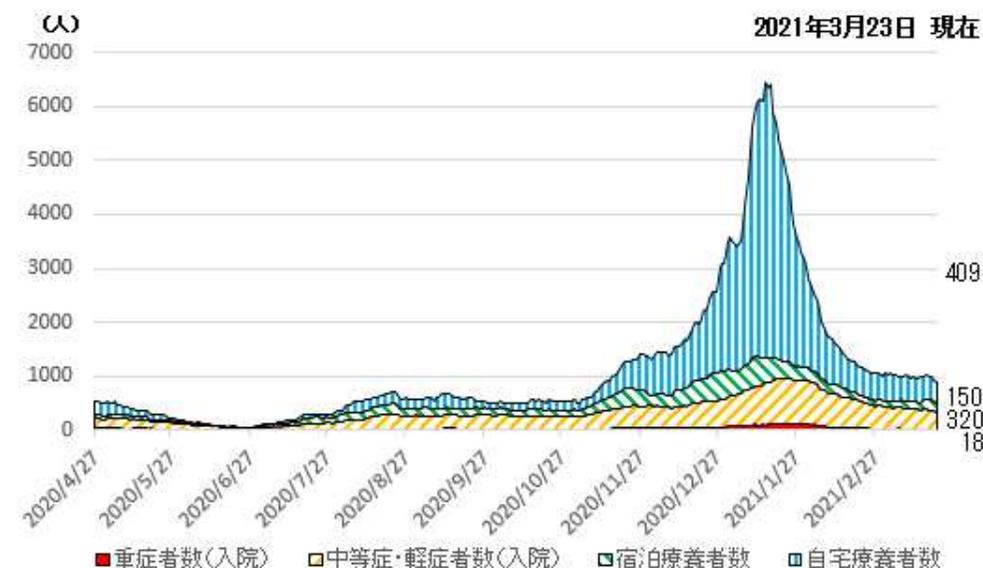


2021年3月23日 現在

※県のモニタリング指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

※各日における入院者（疑似症は含まない。）+ 自宅・宿泊療養者の合計数を人口10万人あたりに換算

■ 全療養者数の推移

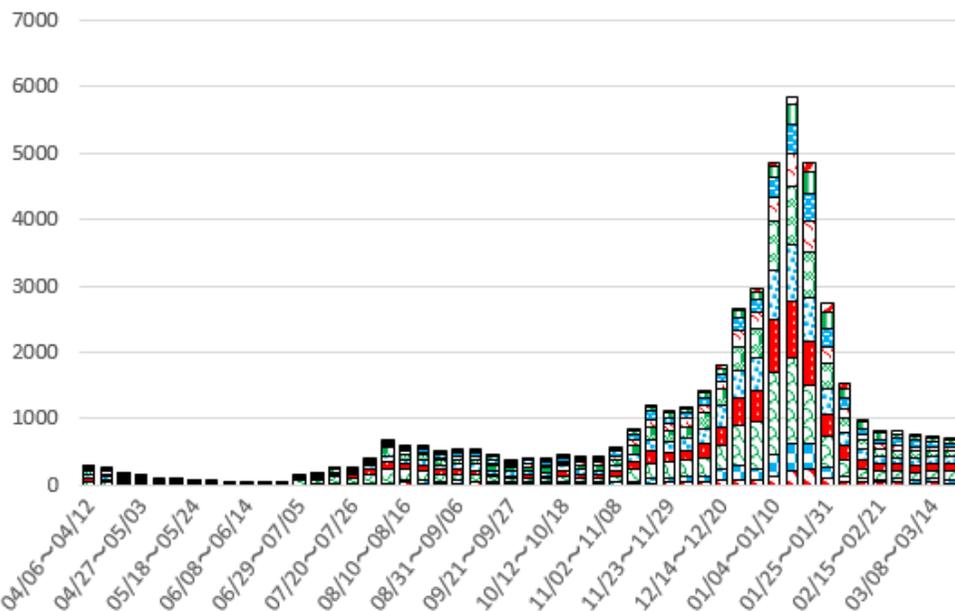


※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

年代別感染者の推移（週別）

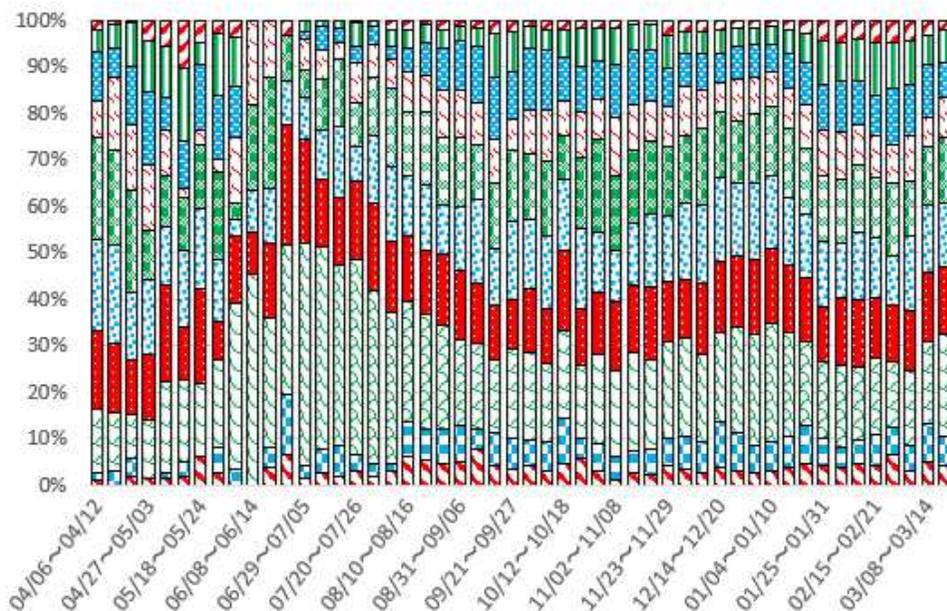
■ 実数ベース

ω



■ 10歳未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90歳以上
 2021年3月21日 現在

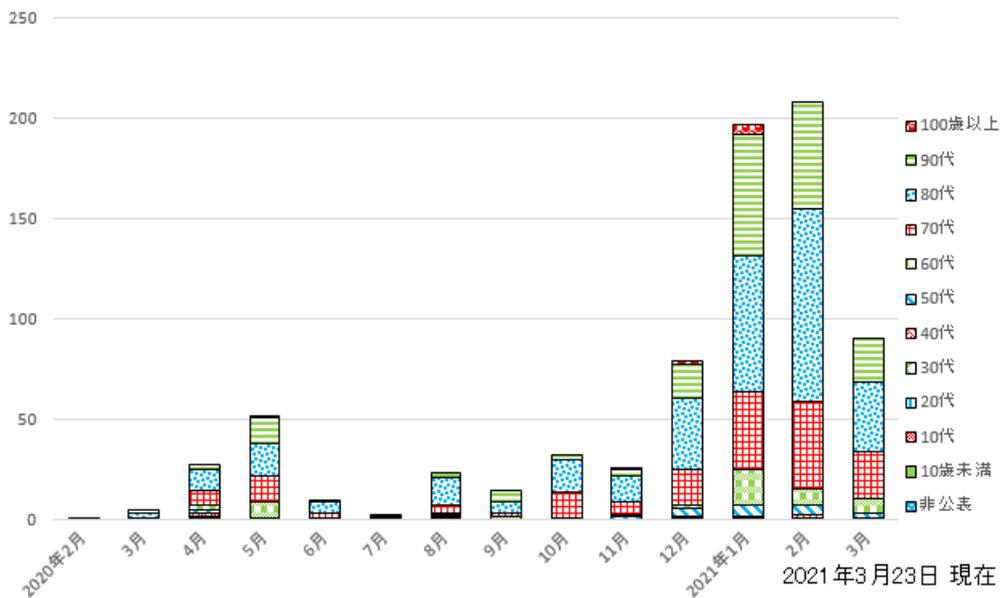
■ 割合ベース



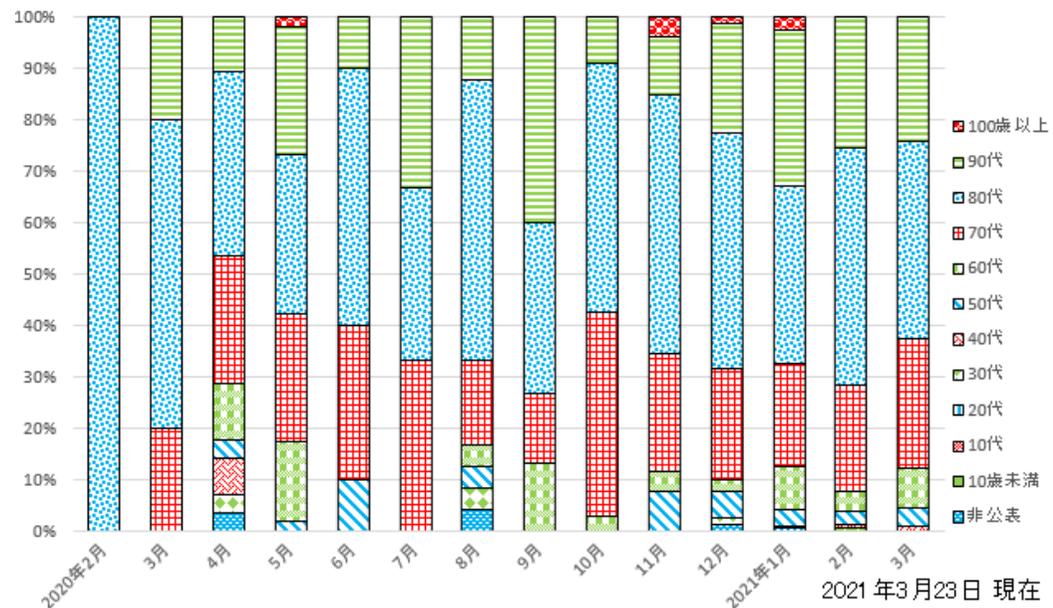
■ 10歳未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90歳以上
 2021年3月21日 現在

年代別死亡者推移（月別）

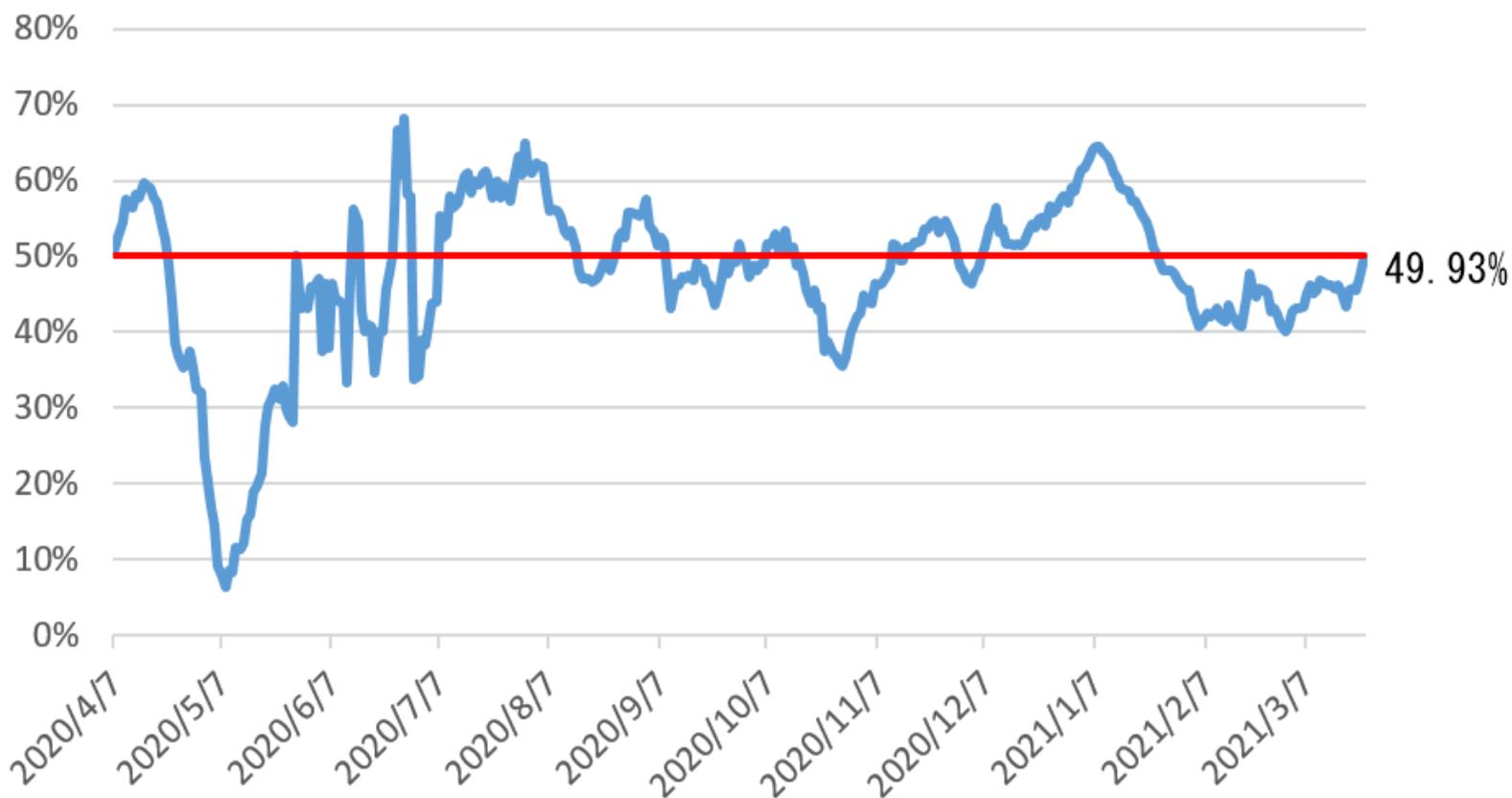
■ 実数ベース



■ 割合ベース



感染経路不明率（モニタリング指標⑥）



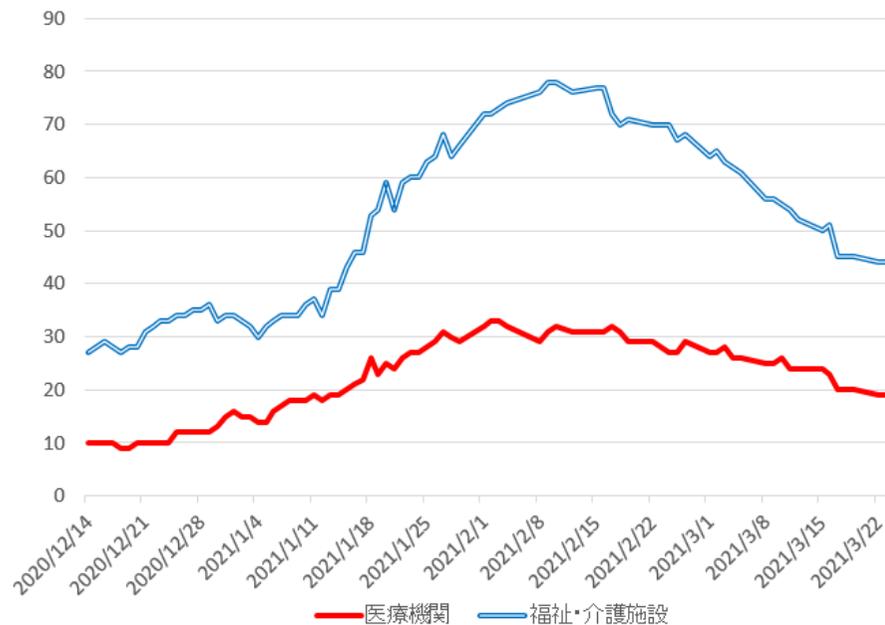
2021年3月23日 現在

※各日における週平均の推移。クラスターによる新規発生者を含む。

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、50%以上であることを設定している。

クラスター未終結施設の状況（モニタリング指標⑦）

■ クラスター未終結施設数の推移



2021年3月23日 現在

施設分類	施設数	累計感染者数
医療機関	19	534
福祉・介護	44	729
学校・大学	2	42
幼保・児童	3	57
その他	8	69
	76	1431

※クラスター：同一施設内において、接触歴等が明らかな5人程度の発生が確認された状況
（未終結の施設数及び陽性患者数を計上）

※未終結：最後の患者が発生してから28日を経過していない場合

（終結：最後の患者が発生してから28日以内に新たな患者が発生していない場合）

モニタリング指標と本県の状況について



	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			クラスター発生状況	
	①病床の逼迫具合			③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況
	病床全体	うち重症者用病床	②療養者数					
本県の状況 (時点)	21.74% 338床 3/23	9.47% 18床 3/23	人口10万人当たり 9.78人 全療養者数 902人 3/23	3.52% 3/22	人口10万人当たり 7.32人 新規報告数 675人 3/23	少ない (3/17 ~ 3/23 675人) (3/10 ~ 3/16 705人)	49.93% 3/23	(医療機関) 19施設、計534人 (福祉介護) 44施設、計729人 (学校大学) 2施設、計42人 (幼保児童) 3施設、計57人 (その他) 8施設、計69人 3/23
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20%	・最大確保病床の占有率 20%	人口10万人当たり全療養者数(※) 15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	311床 1555床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	38床 190床 × 0.2	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	10%	1383人 (週平均197.5人/日) 92.19 × 15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50%	・最大確保病床の占有率 50%	人口10万人当たり全療養者数(※) 25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり 25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	778床 1555床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確保病床数	95床 190床 × 0.5	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	10%	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—

参考: 病床利用率(即応病床中)
病床全体: 29.01%
うち重症: 16.36%

※ 速報値のため、修正される可能性あり



リバウンド防止期間 における 県の取組について (案)

リバウンド防止期間

4月1日～4月21日

4月22日～

県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛の要請

飲食店等

- 営業時間の短縮要請
【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
【区域】県内・都内全域
【協力金】4万円/日(一律)
- ガイドライン遵守の要請

遊興施設等

- 時短等の働きかけ(21時まで)
- ガイドライン遵守の要請

イベント
開催

- 開催制限の要請 ※4月18日まで(19日以降は欄外に記載)
【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内
(大声無)クラシック音楽、演劇等 (大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等
- 【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きいほう
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請
※4月18日まで

感染状況や
医療提供体制等を
踏まえ、別途調整

※ 期間については、4月21日を基本に、感染状況を踏まえ、運用を適切に判断

※ 4月19日以降のイベント開催制限については、当面の間、以下の収容率・上限人数のいずれか小さいほうとする。

【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内 【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう

(大声無)クラシック音楽、演劇等 (大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等

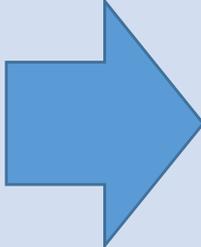
リバウンド防止対策の考え方

1都3県連携して、4月21日までの間を「リバウンド防止期間」として措置を継続する

ただし、感染状況により、前倒しで措置を終了する場合もあり得る

4月22日以降については感染状況等を踏まえて別途調整する

県民への要請

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
外出自粛要請	<ol style="list-style-type: none">1 生活に必要な場合を除く、日中を含めた外出自粛要請 特に、21時以降の外出自粛要請 (法24条9項)2 娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の働きかけ3 卒業旅行や謝恩会についても控えるよう働きかけ4 「マスク飲食」、「個室」、「黙食」の実践の働きかけ	 <p>継続</p>

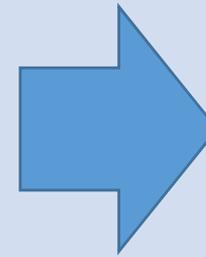
事業者への要請

現在(3月22日～31日)

4月1日～21日

飲食店等

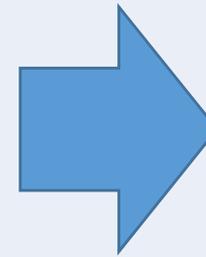
- 1 全県域で、5時～21時(酒類提供は11時から20時)までの時短要請(法24条9項)
- 2 業種別ガイドラインの遵守(法24条9項)
- 3 協力金支給要件に「感染防止対策取組書」「マスク飲食」
- 4 デリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 5 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策



継続

遊興施設等

- 1 全県域で、5時～21時(酒類提供は11時から20時)までの時短の働きかけ(法によらない働きかけ)
- 2 業種別ガイドラインの遵守の働きかけ(法によらない働きかけ)



継続

事業者への要請

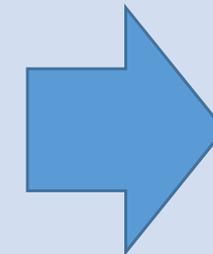
現在(3月22日～31日)

4月1日～21日

イベント

- 1 開催制限
【収容率】
大声無:100%/大声有:50%以内
【上限人数】
5,000人以下又は定員50%以内の大きい方
(上限10,000人)
※ ただし、収容率もしくは人数の小さい方で開催

- 2 時短の働きかけ(21時まで)

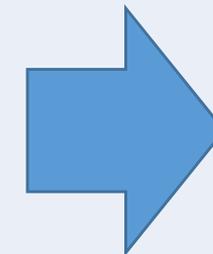


継続

- ※ 「上限10,000人」は4月19日以降撤廃
「時短の働きかけ」は4月18日まで

テレワーク
等

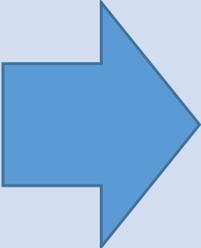
- 1 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、
接触機会の低減に向けて、テレワークやロー
テーション勤務の働きかけ
- 2 業務継続に必要な場合を除く、21時以降の
勤務抑制



継続

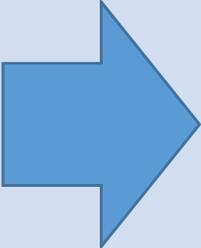
大学や学校への要請

	現在(3月22日～31日)
学生、生徒への呼びかけ	基本的な感染防止対策の徹底 や会食自粛
感染防止措置の実施	感染防止のための所要の措置の 実施
集団行動における対策	寮生活、クラブ・部活動などにお ける感染防止対策の徹底

4月1日～21日
 <h2 style="font-size: 48px; margin: 0;">継続</h2>

県機関の取組

	現在(3月22日～31日)
人との接触機会を低減する取組	テレワーク、ローテーション勤務、 時差出勤等の実施
県民利用施設の扱い	原則休館 (個々の施設の実情に応じて適 切な対応)

4月1日～21日
 <h2 style="font-size: 48px; margin: 0;">継続</h2>

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事

態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行し

て神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	650 床	850 床	1,100 床	1,555 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	

3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)
		100%以内 (席がない場合は 適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は 十分な間隔)	
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
4月19日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 のいずれか大きい方 (エビデンスに基づく 人数上限緩和を検討)

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

当面（令和3年4月21日まで）の間、原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和4年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県教育委員会における今後の教育活動等について（令和3年3月24日現在）

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら対応していく。

＜高等学校、中等教育学校＞

ア 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり。）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施にあたっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保。）
 - ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

エ 部活動について

- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。

オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 博物館・美術館については、段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、開館する。
 - * 県立図書館の閉館時間は19時
 - 川崎図書館の閉館時間は19時30分
 - 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は14時～20時
 - 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。
- ※ 県立図書館及び川崎図書館は、4月8日(木)までの間は、システム更新作業のため貸出は中止

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を发出する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況
(県教育委員会把握分)

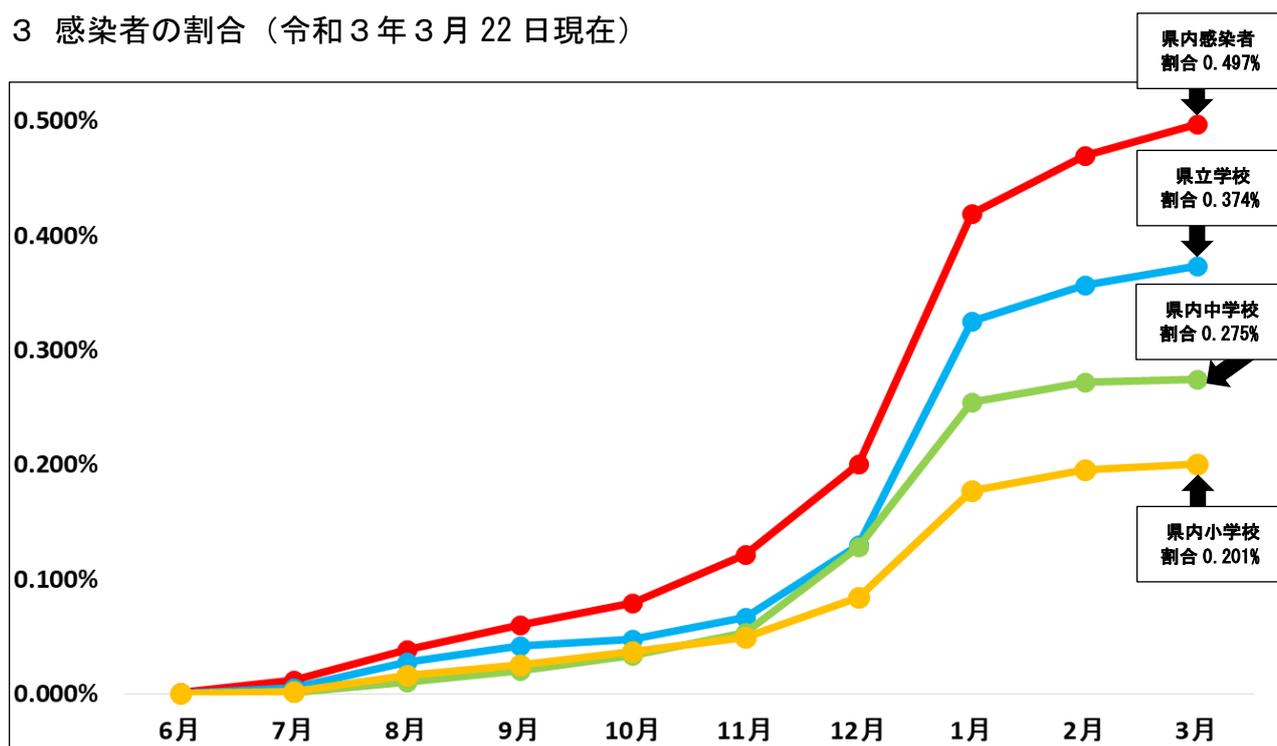
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年3月22日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	39	21	455
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	1	25
合計	1	6	29	18	7	25	81	251	40	22	480

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年3月22日現在)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	415	80	23	891
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	35	6	549
合計	3	11	78	60	82	91	305	666	115	29	1,440

3 感染者の割合 (令和3年3月22日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年度5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）について（案）

1. 概要

- ・要請対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
- ・時短要請内容 4月1日～4月21日の21日間、21時までの時短要請
(酒類の提供は20時まで)
- ・要請対象地域 県全域

- ## 2. 想定対象店舗数
- 約40,000店舗
約36,300×1.1≒約40,000
※第5弾の実績をベースに積算

3. 所要額

40,000店舗×4万円/日×21日間=336億円 + 事務費約5.1億円

4. その他

- ・第7弾に引き続き、取組書の掲示及びマスク飲食の推奨を交付要件とする

知事メッセージ

本県に発出されていた緊急事態宣言が3月21日で解除されたことで、春の陽気とともに開放感が広がり、繁華街などへの人出が急激に増えています。また、これまでのモニタリングにより、20代30代の若い世代の感染者比率が高まると、遅れて、全体の感染者数が増えてくる傾向があります。現在、既に県内では若い世代の感染者比率が高まりつつあり、一層の注意が必要な状況です。ここで、私たちが基本的な感染防止対策をおろそかにすれば、一気に新型コロナウイルスの感染が急増し、三たびの緊急事態宣言に逆戻りすることもあり得ます。

今、何よりも警戒しなければならないのは、感染のリバウンドです。

そこで、県は、4月21日までを「リバウンド防止期間」として、外出自粛や営業時間の短縮などの要請を継続することとしました。

皆さんのご協力によって、感染状況がさらに改善すれば、これら要請の前倒し解除も検討しますので、今一度、急所と言われている飲食の場での対策などを、改めて徹底していただくよう強くお願いします。

〔県民の皆さんへ〕

- 人との接触を減らすため、生活に必要な場合を除いて、外出を自粛してください。外食する場合は、昼夜を問わず「マスク飲食」を習慣づけてください。ランチやお茶の際も、マスク飲食です。併せて、黙食、個食を実践してください。要するに「飛沫に徹底用心」です。
- 桜が見頃ですが、花見の宴会はやめてください。謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会も自粛してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 飲食店等への21時（酒類の提供は20時）までの時短要請は、4月21日まで延長します。要請に応じていただいた場合は、1日あたり4万円をお支払いしますが、引き続き「感染防止対策取組書等の掲示」と「マスク飲食の推奨」を条件とします。
- 感染防止対策取組書や業種別ガイドラインを遵守し、アクリル板や二酸化炭素測定機の設置、などの感染防止対策を徹底してください。

県は引き続き、変異株への対応や、自宅療養者の見守り体制などを強化し、医療提供体制「神奈川モデル」の充実に全力で取り組んでまいります。

県民や事業者の皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、「絶対に感染をリバウンドさせない」ために、基本的な感染防止対策M・A・S・Kを継続して実践いただくようお願いいたします。

令和3年3月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治